

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式付表第1(第5条関係)</p> <p>人事異動通知書(異動内容欄)記載の要領</p> <p>(1) 採用の場合</p> <p>「京都市交通局職員に採用する <u>(企業職第○)○級○号給を給する</u> ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p> <p>※ ただし、定年前再任用又は暫定再任用する場合は、以下<u>(39)</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(1の2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による採用の場合</p> <p>「○○により(根拠法令を明らかにする。)京都市交通局職員に採用する <u>(企業職第○)○級○号給を給する</u> ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p>	<p>別記様式付表第1(第5条関係)</p> <p>人事異動通知書(異動内容欄)記載の要領</p> <p>(1) 採用の場合</p> <p>「京都市交通局職員に採用する <u>○○職○級○号給を給する</u> ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p> <p>※ ただし、定年前再任用又は暫定再任用する場合は、以下<u>(40)</u>に定めるとおりとする。<u>また、会計年度任用する場合は、別に定める。</u></p> <p>(1の2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による採用の場合</p> <p>「○○により(根拠法令を明らかにする。)京都市交通局職員に採用する <u>○○職○級○号給を給する</u> ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p>

(略)

(3) 降任の場合(次号及び(5)を除く。)

「〇〇により(根拠法令を明らかにする。)〇〇に降任させる」

又は

「〇〇を命ずる

〔企業職第〇〕〇級〇号給を給する」

(4) 管理監督職上限年齢制による降任

又は転任の場合

「地方公務員法第 28 条の 2 により〇〇(職名)に降任(又は転任)させる。

〔企業職第〇〕〇級〇〇号給を給する。」

(略)

(6) 任命換えの場合

(略)

(3) 降任の場合〔(4)から(6)までに掲げる場合を除く〕

「〇〇により(根拠法令を明らかにする。)〇〇に降任させる」

又は

「〇〇を命ずる

〇〇職〇級〇号給を給する」

(4) 管理監督職上限年齢制による降任

又は転任の場合

「地方公務員法第 28 条の 2 により〇〇(職名)に降任(又は転任)させる。〇〇

職〇級〇〇号給を給する。」

(略)

(6) 特定日希望降任制度により主事級に降任させる場合

「願により主事に降任させる

〇〇勤務を命ずる

〇〇職〇級〇〇号給を給する」

※ ただし、管理監督職勤務上限年齢制による降任日と同日付けで、特定日希望降任制度により主事級へ降任させる場合

「地方公務員法第 28 条の 2 の規定及び願により主事に降任させる

〇〇勤務を命ずる

〇〇職〇級〇〇号給を給する」とす

る。

(7) 任命換えの場合

他部局へ任命換えの場合

「〇〇に(任命換え先を明示する。)任命換えを命ずる」

局へ任命換えの場合

「京都市交通局職員に任命する  
(企業職第〇)〇級〇号給を給する  
〇〇(職種名)を命ずる  
〇〇勤務(又は職名)を命ずる」

(7) 配置換の場合

「〇〇勤務(又は職名)を命ずる」

又は

「〇〇(職種名)を命ずる  
〇〇勤務(又は職名)を命ずる  
(企業職第〇)〇級〇号給を給する」

(8) 併任の場合

(略)

(9) 併任を解除する場合

(略)

(10) 兼職の場合

(略)

(11) 兼職を解除する場合

(略)

(12) 代理の場合

(略)

(13) 代理を解除する場合

(略)

(14) 休職の場合

(略)

(15) 復職の場合

(略)

他部局へ任命換えの場合

「〇〇に(任命換え先を明示する。)任命換えを命ずる」

局へ任命換えの場合

「京都市交通局職員に任命する  
〇〇職〇級〇号給を給する  
〇〇(職種名)を命ずる  
〇〇勤務(又は職名)を命ずる」

(8) 配置換の場合

「〇〇勤務(又は職名)を命ずる」

又は

「〇〇(職種名)を命ずる  
〇〇勤務(又は職名)を命ずる  
〇〇職〇級〇号給を給する」

(9) 併任の場合

(略)

(10) 併任を解除する場合

(略)

(11) 兼職の場合

(略)

(12) 兼職を解除する場合

(略)

(13) 代理の場合

(略)

(14) 代理を解除する場合

(略)

(15) 休職の場合

(略)

(16) 復職の場合

(略)

(16) 免職の場合

(略)

(17) 辞職を承認する場合

(略)

(18) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による辞職の場合

(略)

(19) 失職の場合

(略)

(20) 戒告の場合

(略)

(21) 減給の場合

(略)

(22) 停職の場合

(略)

(23) 懲戒免職の場合

(略)

(24) 職務復帰の場合

(略)

(25) 公益的法人又は他の機関等に派遣する場合

(略)

(26) 昇給の場合

「(企業職第〇)〇級〇号給を給する」

(27) 降給の場合

「〇〇により(根拠法令を明らかにする。) (企業職第〇)〇級〇号給に降給させる」

(28) 号給を調整する場合

(17) 免職の場合

(略)

(18) 辞職を承認する場合

(略)

(19) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による辞職の場合

(略)

(20) 失職の場合

(略)

(21) 戒告の場合

(略)

(22) 減給の場合

(略)

(23) 停職の場合

(略)

(24) 懲戒免職の場合

(略)

(25) 職務復帰の場合

(略)

(26) 公益的法人又は他の機関等に派遣する場合

(略)

(27) 昇給の場合

「〇〇職〇級〇号給を給する」

(28) 降給の場合

「〇〇により(根拠法令を明らかにする。) 〇〇職〇級〇号給に降給させる」

(29) 号給を調整する場合

「(企業職第○)○級○号給に調整する」

(29) 職務の級を調整する場合

「(企業職第○)○級○号給に調整する」

(30) 職を付与する場合

(略)

(31) 職を解除する場合

(略)

(32) 昇格の場合

「(企業職第○)○級に昇格させる○号給を給する」

(33) 降格の場合

「(企業職第○)○級に降格させる○号給を給する」

又は

「(企業職第○)○級○号給を給する」

(34) 育児休業を承認する場合

(略)

(35) 配偶者同行休業を承認する場合

(略)

(36) 退職手当を支給する場合

(略)

(37) 定年退職の場合

(略)

(38) 勤務延長の場合

(略)

(39) 定年前再任用又は暫定再任用する場合

(略)

「○○職○級○号給に調整する」

(30) 職務の級を調整する場合

「○○職○級○号給に調整する」

(31) 職を付与する場合

(略)

(32) 職を解除する場合

(略)

(33) 昇格の場合

「○○職○級に昇格させる○号給を給する」

(34) 降格の場合

「○○職○級に降格させる○号給を給する」

又は

「○○職○級○号給を給する」

(35) 育児休業を承認する場合

(略)

(36) 配偶者同行休業を承認する場合

(略)

(37) 退職手当を支給する場合

(略)

(38) 定年退職の場合

(略)

(39) 勤務延長の場合

(略)

(40) 定年前再任用又は暫定再任用する場合

(略)

別記様式付表第2(第5条関係)

人事異動用語表

(略)

(4) 任命換え (略)

(5) 配置換 (略)

(6) 併任 (略)

(7) 併任解除 (略)

(8) 兼職 (略)

(9) 兼職解除 (略)

(10) 代理 (略)

(11) 代理解除 (略)

別記様式付表第2(第5条関係)

人事異動用語表

(略)

(4) 管理監督職勤務上限年齢制による降任又は転任 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2により、管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職員を異動期間中に非管理監督職に降任又は転任させる場合をいう。

(5) 異動期間 京都市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第7条に規定する、管理監督職員が管理監督職勤務上限年齢に達した日から同日以後最初の4月1日までの期間をいう。

(6) 特定日希望降任 京都市交通局職員の特定日希望降任に関する要綱に基づき、本人の願により、係長級以上の職員を60歳に到達した日以後最初の4月1日（特定日）付けで主事に降任させる場合をいう。

(7) 任命換え (略)

(8) 配置換 (略)

(9) 併任 (略)

(10) 併任解除 (略)

(11) 兼職 (略)

(12) 兼職解除 (略)

(13) 代理 (略)

(14) 代理解除 (略)

- (12) 休職 (略)
- (13) 復職 (略)
- (14) 免職 (略)
- (15) 辞職 (略)
- (16) 失職 (略)
- (17) 戒告 (略)
- (18) 減給 (略)
- (19) 停職 (略)
- (20) 懲戒免職 (略)
- (21) 職務復帰 (略)
- (22) 派遣 (略)
- (23) 昇給 (略)
- (24) 降給 (略)
- (25) 号給調整 (略)
- (26) 職務の級の調整 (略)
- (27) 職の付与 (略)
- (28) 職の解除 (略)
- (29) 昇格 (略)
- (30) 降格 (略)
- (31) 育児休業 (略)
- (32) 配偶者同行休業 (略)
- (33) 退職手当の支給 (略)
- (34) 定年退職 (略)
- (35) 勤務延長 (略)
- (36) 定年前再任用 (略)
- (37) 暫定再任用 (略)

(略)

- (15) 休職 (略)
- (16) 復職 (略)
- (17) 免職 (略)
- (18) 辞職 (略)
- (19) 失職 (略)
- (20) 戒告 (略)
- (21) 減給 (略)
- (22) 停職 (略)
- (23) 懲戒免職 (略)
- (24) 職務復帰 (略)
- (25) 派遣 (略)
- (26) 昇給 (略)
- (27) 降給 (略)
- (28) 号給調整 (略)
- (29) 職務の級の調整 (略)
- (30) 職の付与 (略)
- (31) 職の解除 (略)
- (32) 昇格 (略)
- (33) 降格 (略)
- (34) 育児休業 (略)
- (35) 配偶者同行休業 (略)
- (36) 退職手当の支給 (略)
- (37) 定年退職 (略)
- (38) 勤務延長 (略)
- (39) 定年前再任用 (略)
- (40) 暫定再任用 (略)
- (41) 会計年度任用 法第 22 条第 1 項

各号の規定により会計年度任用職員として任用する場合をいう。

(略)

---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)